

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画野津田丸山地区地区計画を次のように決定する。（2005年12月27日町田市告示第438号）

名称		野津田丸山地区地区計画
位置		町田市野津田町字丸山及び山崎町字五号各地内
面積		約 2.7ha
地区計画の目標		野津田丸山土地地区画整理事業により、公共施設の整備が行われた区域について、その事業効果の維持増進と、良好な居住環境の形成、保全及び土地の計画的利用を目標とする。
区域の整備 に関する 開発方針 及び保	土地利用の方針	低層の戸建住宅を主体とした良好な住環境の形成を図るとともに、緑豊かな潤いのある街並みを形成するため緑化を推進する。
	建築物等の整備の方針	住宅地として良好な環境の形成と保全のため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。また、緑豊かな街並みの形成のため、垣又はさくは、生け垣やフェンスなど透視可能なものとするよう努めるものとする。
地区 整備 計画	位置	町田市野津田町字丸山及び山崎町字五号各地内
	面積	約 2.7ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 住宅(住戸の数が5以上の長屋を除く。) 2 共同住宅(住戸又は住室の数が5以上の共同住宅を除く。) 3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 4 集会所(近隣住民の使用に供するもの) 5 診療所(患者の入院施設を有するものを除く。) 6 上記1、2、3、4及び5の建築物に付属するもの 7 市長が公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めたもの
	建築物の敷地面積の最低限度	145㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上でなければならない。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のとき
建築物等の高さの最高限度	最高の高さ 9m 軒の高さ 7m	

「区域は計画図表示のとおり」

理由：土地地区画整理事業により良好な住環境の形成と保全を図るため、地区計画を決定する。